

# ゴルフアー保険

## 「果敢に攻める、保険で守る。」



日本興亜損保  
NKSJグループ



2013年10月改定

「ゴルフアー保険」で、万一の場合のナイスリカバリー！  
この保険は、ゴルフに伴う次の4種類の事故または出費による損害について、保険金をお支払いします。

### 補償の内容

#### 1. 第三者に対する賠償責任

日本国内または国外の ①ゴルフ練習場・ゴルフ場などにおけるゴルフの練習 ②ゴルフ場におけるゴルフ競技 ③ゴルフ練習場・ゴルフ場などにおけるゴルフの指導に起因する偶然な事故\*により、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、または他人の物をこわしたりしたことにより、法律上の損害賠償責任を負担された場合、1事故につき賠償責任のご契約金額(保険金額)を限度として損害賠償金をお支払いします。また、日本興亜損保の同意を得て支出された訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用などもお支払いします。  
(賠償金額の決定には事前に日本興亜損保の承諾を必要とします。)

\*①から③に付随してゴルフ練習場・ゴルフ場の敷地内(宿泊のために使用される部分を除きます。)で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴などの行為に起因する偶然な事故を含みます。  
※傷害保険の他、火災保険や自動車保険などで、同種の賠償責任を補償するご契約がある場合、補償の重複が生じる可能性がありますので、他のご契約の補償内容・ご契約金額を十分にご確認ください。



#### 2. ゴルフアー自身のケガ

ゴルフアー自身が日本国内または国外のゴルフ練習場・ゴルフ場で①ゴルフの練習、②ゴルフの競技、③ゴルフの指導を行っている間\*に、偶然な事故によりケガをされた場合、次の保険金をお支払いします。

#### お支払いする保険金の内容

##### (1) 死亡保険金

そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合、ゴルフアー傷害のご契約金額の全額をお支払いします。

##### (2) 後遺障害保険金

そのケガのため事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失われたり、その機能に重大な障害を永久に残された場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額に所定の割合を乗じた額をお支払いします。

##### (3) 入院保険金

そのケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院に対し、180日を限度として、入院日数1日につきゴルフアー傷害のご契約金額に1,000分の1.5を乗じた額をお支払いします。

##### (4) 通院保険金

そのケガにより通院(住診を含みます。)し、医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院に対し、90日を限度として、通院日数1日につきゴルフアー傷害のご契約金額に1,000分の1を乗じた額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。  
また、実際に通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷などのケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨など)を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。

【ご注意】次のような通院は、通院保険金のお支払いの対象となりません。

【薬剤、診断書、医療器具の受領などを目的とした医師による治療を伴わない通院】

【ご注意】通院保険金をお支払いする通院期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複しては通院保険金をお支払いしません。

\*①から③に付随してゴルフ練習場・ゴルフ場の敷地内(宿泊のために使用される部分を除きます。)で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴などを行っている間を含みます。

※1 死亡保険金、後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、お支払いする保険金の総額はご契約期間を通じてゴルフアー傷害のご契約金額が限度となります。

※2 これらの保険金は、健康保険、労災保険、生命保険、加害者からの賠償金などに関係なくお支払いします。

※3 (1)の死亡保険金は死亡保険金受取人(死亡保険金受取人を定めなかったときは被保険者の法定相続人)に、(2)から(4)までの保険金は被保険者にお支払いします。

※4 ケガをされた時に、既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、または、ケガをされた後にその原因となった事故と関係なく発生した別のケガや病気の影響によって、ケガの程度が重くなったときや治療期間が長くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

#### 3. ゴルフ用品の損害

日本国内または国外におけるゴルフ練習場・ゴルフ場で被保険者(保険の補償を受けられる方)所有のクラブが破損したり、曲がったりした場合、または被保険者所有のクラブ、バッグ、被服類などのゴルフ用品が盗まれたりした場合、修理費または時価(その損害が生じた地および時における価額)により算出したそのゴルフ用品の損害額のいずれか低い額をお支払いします。ただし、ご契約期間を通じてゴルフ用品損害のご契約金額が限度となります。

#### 4. ホールインワンまたはアルバトロスにより支出した費用

日本国内のゴルフ場で、ゴルフ競技\*1中に被保険者が次のいずれかに該当するホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合、ホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度として、慣習として負担される次の費用の合計額をお支払いします。

##### 対象となるホールインワンまたはアルバトロス

①同伴競技者および同伴競技者以外の第三者\*2の両方が目撃\*3したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技\*4の場合はいずれかの方が目撃したものとします。)

②映像によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

##### 対象となる費用

①贈呈用記念品購入費用 ②ゴルフ場に対する記念植樹費用 ③祝賀会費用 ④帯同キャディに対する祝儀

⑤その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技の発展に資する費用(ご契約金額の10%が限度)

\*1 「ゴルフ競技」とは、他の競技者1名以上と同伴し(公式競技\*4の場合は、他の競技者の同伴を要しません。)、基準打数(バー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。

\*2 「同伴競技者以外の第三者」とは例えば次のような方をいいます。

帯同キャディ、ゴルフ場使用人、公式競技参加者、公式競技の競技委員、ゴルフ場に入出入りされる造園業者・工事業者、ゴルフ場内の売店運営業者、ワン・オン・イベント業者、先行・後続のパーティのプレーヤー など

\*3 「目撃」とは、被保険者が打ったボール(ホールインワンの場合は第1打、アルバトロスの場合は基準打数より3つ少ない打数で打った最終打)がホールに入ることをその場で確認することをいいます。

\*4 「公式競技」とは、ゴルフ場、ゴルフ練習場、国または地方公共団体が主催、共催もしくは後援するゴルフ競技をいいます。

※ゴルフの競技・指導を行う職業に就かれている方は、この補償をセッティングすることができません。したがって、このパンフレットに掲載のタイプでは、ご契約いただけません。

#### (ご注意ください!)

○公式競技以外でキャディを帯同していない場合の保険金のお支払いは、同伴競技者の目撃証明に加え、同伴競技者以外の第三者の目撃証明があるとき、またはホールインワンもしくはアルバトロスの達成を客観的に証明できる映像をご提出いただけたときに限られますのでご注意ください。

○他にホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険契約などをご契約いただいても、お支払いする保険金の合計額は、それらのご契約のうちで最も高いご契約金額が限度となります。

(例)日本興亜損保(ご契約金額30万円)、A社(同20万円)と2件ご契約の場合、お支払いする保険金は2社合計で30万円が限度となります。

# ご契約例と保険料



おすすめのご契約タイプとお払い込みいただく保険料は次のとおりです。 **ご契約期間(保険期間)1年**

ご契約タイプ(型)		GAA	GAB	GAC
ご契約金額 (保険金額)	賠償責任	2億円	1億円	1億円
	ゴルファー傷害	914.9万円	854.9万円	454.9万円
	ゴルフ用品損害	40万円	36万円	20万円
	ホールインワン・アルバトロス費用	30万円	10万円	10万円
保険料(一時払)		9,000円	6,000円	4,000円

※ご契約金額の組合せは上記の他にご希望の金額でご契約いただけます。詳しくは、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。  
 ※次の①または②に該当する場合は、ゴルファー傷害のご契約金額は、1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。なお、ケガによる死亡の補償を受けられる他の保険契約などがあるときは、合計で1,000万円をお引受けの限度とさせていただきます。  
 ①被保険者がご契約期間の初日において満15歳未満の場合  
 ②ご契約者と被保険者が異なる場合において、この保険契約の被保険者となられることについて被保険者の方の同意がない場合

## 保険金をお支払いできない主な場合



### 第三者に対する賠償責任

- 故意による事故
- 他人から預かった物の損壊についての損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波などによる事故
- 戦争、外国の武力行使、暴動などによる事故
- 自動車所有、使用、管理に起因する事故(ただし、ゴルフ場の敷地内でのゴルフカートによる事故に対しては保険金をお支払いします。借用したゴルフカート自体の損害に対しては、保険金をお支払いできません。)
- 同居のご親族に対する損害賠償責任

### ゴルファー自身のケガ

- 故意または重大な過失によるケガ
  - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
  - むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
  - 地震、噴火、津波によるケガ
  - 戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによるケガ
- ※ゴルファー傷害保険金をご請求の場合、ゴルフ場(ゴルフ練習場)の施設責任者による事故証明書が必要となります。 など

### ゴルフ用品の損害

- 故意または重大な過失による損害
  - ゴルフ用品の置忘れまたは紛失
  - ゴルフボールのみの盗難
  - ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質、その他類似の原因による損害
  - 地震、噴火、洪水、津波などによる損害
  - 戦争・外国の武力行使・暴動または核燃料物質の有害な特性などによる損害
- ※ゴルフ用品損害保険金をご請求の場合、ゴルフ場(ゴルフ練習場)の施設責任者による事故証明書が必要となります。 など

### ホールインワンまたは アルバトロスにより 支出した費用

- 9ホール未満のゴルフ場でホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合
  - パー35以上の9ホールを正規にラウンドされなかった場合
  - ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明する日本興亜損保所定の書類\*のご提出がない場合
  - ゴルフ場の経営者・従業員が、自らが経営または勤務するゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合
  - 海外でホールインワンまたはアルバトロスを達成された場合
  - 次の贈呈用記念品購入費用... ①貨幣・紙幣 ②有価証券 ③商品券などの物品切手
  - ④プリペイドカード(ただし、ホールインワンまたはアルバトロスの達成を記念して特に作成されたプリペイドカードについてはお支払いします。)
- など

\* ホールインワン・アルバトロス費用保険金のお支払いに必要な書類について

ホールインワン・アルバトロス費用保険金をご請求の場合には、必ず次の書類が必要となります。  
 ①次の方すべてが署名または記名捺印した日本興亜損保所定のホールインワンまたはアルバトロス達成の証明書

公式競技以外の場合	公式競技の場合
a.ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目標とした同伴競技者 b.ホールインワンまたはアルバトロスの達成を目標とした同伴競技者以外の第三者 c.そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記b.の方の署名または記名捺印は不要です。	d. 左記a.またはb.のいずれかの方 e. そのゴルフ場の支配人または責任者 ※ホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に確認できる映像をご提出いただける場合には、上記d.の方の署名または記名捺印は不要です。

②アテスト済のスコアカード(写) ③費用の支出を証明する領収書(正) ④その他必要に応じてご提出をお願いする書類

## 事故が発生した場合のお手続き



- ただちにご連絡ください。  
万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。  
●取扱代理店(ご連絡先は、ご契約後にお届けする保険証券に記載しています。)
- 事故受付センター 0120-250-119【受付時間:24時間×365日】
- 必ず事前にご相談ください。  
賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめください。あらかじめ日本興亜損保と相談されずに示談金や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。  
※事故が起きた場合には、取扱代理店と日本興亜損保は、被保険者と損害賠償請求権者(被害者)との示談交渉に関するご相談の受付など、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店と日本興亜損保は、損害賠償請求権者との示談交渉をお引き受けすること(示談代行)はできませんのでご了承ください。  
○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。なお、保険金請求権につきましては、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。
- 保険料お払込みの際は、日本興亜損保所定の保険料領収証を交付することといたしておりますので、お確かめください。ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、最寄りの日本興亜損保までお問い合わせください。

◇ゴルファー保険は、ゴルファー特別約款付賠償責任保険のペットネームです。  
 ◇このパンフレットはゴルファー保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は「安心ガイド(ご契約のしおり)」をご用意しております。  
 ◇取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。  
 ◇ご契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要のご説明」「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」、「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」を確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。  
 ◇ご契約の手続きその他ご不明な点につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。



## 日本興亜損害保険株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3  
 お客様サポート室 0120-919-498  
 受付時間：平日の9:00~20:00/土日、祝日の9:00~17:00  
 (12/31~1/3を除きます。)  
 ホームページアドレス <http://www.nipponkoa.co.jp>

●お申込み・お問合せは下記の取扱代理店まで